

## 1. 支援理念

社会福祉法人武蔵野会の理念「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に基づき、心身に障害のある利用者の人権を守るとともに、利用者がその個性や能力を十分に発揮して日々の生き甲斐を見出し、広く社会参加を図っていきけるようきめ細かな支援を実践する。支援テーマは、平成14年の開設以来掲げている「自由・選択・決断」とし、障害に対する誤った理解や制約をなくし、できる限り自分の意志で選択し、決断のできる活動内容を提供し、より豊かな生活を目指すものとするほか、障害者権利条約や今年度施行される障害者差別解消法の理念を具現化するために、一人ひとりの利用者やご家族、地域の方々の“声なき声”にしっかりと傾聴しながら、心身に障害のある人たちや生きにくさを抱えた人たちへの合理的配慮や意思決定支援の中身を豊かにする支援実践に努める。

## 2. 行動規範

私たち武蔵野会職員は理念の理解と実践に心がけ、以下の行動規範のもとに支援を展開する。

- ・私たちは、自分を理解し啓発することによって困難に立ち向かい、福祉の仕事に邁進します。
- ・私たちは、利用者一人ひとりがあるがままに理解し、必要な支援をきめ細かく実施します。
- ・私たちは、利用者のより深い理解のために、目に見える行動だけでなく人間の内面に目を向けます。
- ・私たちは、職員の存在が利用者にとって大きな影響を与えることを自覚し、安心、安全、満足をもたらす関わりを実践します。利用者が混乱した言動をとるとき、最もその実践が必要なことを認識します。
- ・私たちは、利用者の能力にとらわれず、利用者と行動を共にすることにより、お互いを分かりあえる関係を作ることに主眼を置きます。

## 3. 支援方針

支援メニューについてはこれまでに積み上げた実績を継承しつつ、利用者一人ひとりが個性豊かに生き生きと輝けるような自己実現と社会参画を意識し、新たな支援手法・プログラムの導入も検討・試行しながら、利用者の本質的なニーズや要望を踏まえた個別的支援の深化を図っていく。利用者一人ひとりの支援の必要度や能力、生活歴などを細かく分析し、生活年齢や個性、本人の意思、選択を十分に考慮した身体的・心理的・社会的支援プログラムを検討する。障害状況に関わらず、利用者一人ひとりが持っている力を最大限に引き出すことを念頭に置き、日常生活支援と作業支援を活動の柱とし、家族の高齢化や親亡き後も意識した中長期の観点からの地域生活支援のビジョンづくりを行う。

平成28年度は、年度当初の新規受け入れ利用者は1名で、定員50人に対して53人の利用者現員数となる。利用者の安心・安全・満足のため、居心地の良い、安心できる環境を引き続き構築する。

平成26年度より開始した相談支援事業（東堀切くすのき園相談支援センター）では、当施設に在籍し利用希望する51人のサービス等利用計画の作成と家庭訪問を完了し、順次モニタリングを行っているが、相談支援専門員と利用者本人・家族とのやりとりを通じて、新たなサービスの利用や利用者の中長期的な観点からの支援の見直しにつながっている。引き続き、相談支援専門員の養成を行いながら、地域における自己実現と生活の安定のための相談支援に努めたい。

### (1) 利用者への支援方針

- ・利用者一人一人の人格を尊び、人権を擁護し、利用者の将来に向けた生活を念頭に置く。
- ・住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、家庭と施設の生活を両立し、自らの意思により、可能な限り自立した生活が送れるよう支援する。
- ・障害程度に関係なく、できる限り自分の意志で選択し、より豊かな生活に向けた支援を目指す。
- ・施設内における合理的配慮のあり方を検討し、意思決定支援の具体化を図りながら、重度障害者のコミュニケーションツールの開発・試行を目指す。
- ・地域に開かれた施設を目指し、同年代の人たちのライフスタイルに視点を当て、地域との交流を深めるとともに、それぞれの利用者が地域に生活する一人として、自立を目指せるよう支援する。

- ・家族との連携を深め、お互いの理解と協力のもとに利用者支援を行うとともに家族への支援を押し進める。
- ・施設内環境整備及び危険個所の点検、修繕を随時行い、利用者の安全確保に努める。

## (2) 職員の支援への取り組み方針

- ・法人第四期中期計画より、法人の持続的発展に寄与するため次代を担う職員の指導育成を行う。
- ・常に業務の基本に立ち返るため、定期的なマニュアルの点検を行い、メンテナンスを行う。そのため、基本的なマニュアルについてはチェック&メンテナンスの仕組みを改善する。
- ・業務の改善意識定着と改善スキルの向上を図るため、改善状況の「見える化」を図り、チームの現場力を向上させる。
- ・職員一人ひとりが役割と責任を自覚し、相互に協力連携してチーム全体で問題解決と業務改善に取り組む姿勢を持つ。各職員あるいはグループの重点目標を設定し、リーダーが進捗管理を行い、主任及び係長がサポートする体制を構築する。契約職員の声を反映し、力を発揮してもらえる体制作りを目指す。合わせて、声かけノートによる OJT 強化を図る。
- ・業務改善と能力開発を自発的に取り組める職場の組織形成を目指す。業務の改善や手法を明確にし具体的なサービスの向上につなげる。特に人材育成に力を入れた働きがいある職場の実現を目指す。
- ・適切な観察と評価、素早い決断と意思決定、迅速な対応、PDCA サイクルの確立を図り現場の実践力を高める。サービス管理責任者の情報収集力を高め、現場で解決できることは現場で解決する方針で臨む。
- ・倫理綱領、職員行動規範、支援介護基本ブックに基づき、支援姿勢の在り方を再確認するとともに職員各自が自分の言葉で理念と行動規範を語れるよう自分自身の支援介護基本ブックを作成する。

## 4. 支援計画

利用者現員数は 53 人である（4 月 1 日現在）。男女別グループを含む、5 グループの利用者支援体制は 7 年目を迎えるが、同性による安心感ときめ細かい支援が可能となり、男女混合支援では見逃されていた利用者個々の細やかな支援が可能となっている。一方で、男女の自然な交流や 5 グループが連携した全利用者の支援向上を目指していくため、日中活動プログラムの見直し点検やリーダー間の綿密な連携を軸とした 5 グループ相互のサポート体制を構築して、利用者一人ひとりの自己肯定感や充実感の向上を図っていく。また、生活介護事業と相談支援事業が両輪となって、5 年後 10 年後の地域生活支援につながる支援サービスの検討と試行を行っていく。

### (1) 支援体制

- ・施設長を最終責任者とし、支援係長が支援現場を統括する。主任および統括リーダーはグループリーダーの進捗管理を助けるとともにサービス管理責任者を兼務する。他、支援員、看護師、栄養士、事務員の多職種連携の強化を図り、利用者の生活全体の質の向上に努める。
- ・利用者グループを 5 グループ体制とし各グループにリーダー職員を配置する。支援環境及び人員配置から身体障害を主とするグループは男女混合とするが、他の 4 グループは基礎集団を男女別のグループとする。男女交流については、個々のニーズに基づく活動内容で保証する。
- ・グループによる支援の視点の継続性を図ると同時に支援員全員がグループをこえたチームワークにより、全体を包括的に支援する体制とする。

### (2) 支援方法

- ・アセスメントから個々のニーズを抽出し、利用者サービス計画を作成し、本人に必要な支援を適切に提供するよう努める。
- ・作成に当たっては、本人および家族の意向聴取を実施し、必要によっては中・長期の計画を策定するとともに作成後の承認を受けることとする。

- ・年2回以上のケースカンファレンスを実施し、モニタリングを行い、支援内容の点検を行うとともに、課題等を把握し、分析・改善・見直しを行う。進捗はグループ担当者会議で行う。
- ・各ケースを継続的に把握し、個別支援計画の実施状況の検証を円滑に行うため、利用者担当職員を配置するとともに、ケース会議等を通じて情報の客観化と共有化を図り、支援方法の統一・標準化を図る。支援困難ケースの事例検討会を定期的に企画し、支援方法の改善・向上と合わせて効率的で効果的な事例検討会の運営手法を学ぶ。
- ・支援員個人の思惑によらず、チームで組織的に対応する支援体制とし、障害の程度に係わらず自立支援を目指し、主体的な地域生活が送れるよう支援する。
- ・ケアマネジメントプロセスは、PDCA サイクルによりサービス管理責任者が進捗を管理し、状況の把握及び適切な評価に努め、支援員のスキルアップを図る。
- ・チームアプローチの強化を図るため、全職員が周知すべき個別課題とケアプランについては周知方法を密にし、ケアプラン情報の共有化を図る。
- ・支援プログラム（メニュー）については、音楽療法や機能訓練（理学療法）など、利用者のニーズに応じるために必要に応じて専門家・専門団体を招へいし、質の高い活動を提供するほか、アニマルセラピーなど新たなプログラムの導入についても検討・試行することで、利用者の様々な可能性を追求していく。
- ・支援場面へのボランティアの導入を具体的に検討し、利用者の対人関係や情意に配慮しながら定着と拡大を図る。

### (3) 活動日課

時間	利用者の動き	支援員の動き	その他
8:30		支援員出勤 打ち合わせ	利用者送迎開始
9:30	登園 送迎バス随時到着 実習室へ移動 あいさつ	更衣 排泄 連絡帳確認	
10:00	午前の活動開始	活動支援	
12:00	昼食 歯磨き 排泄 昼休み	食事支援	
13:00	午後の活動開始	活動支援	
15:30	帰宅準備 排泄 更衣	帰宅準備 連絡帳記入	
16:00	降園 送迎バス出発	清掃 記録 打ち合わせ	
17:00		支援員退勤	利用者送迎終了

- ・活動中の排泄、水分補給等の休憩は利用者に応じて随時行う。
- ・利用者によっては各作業時間を機能訓練、音楽療法、運動、外出等に振り替えて実施する。
- ・支援提供日は月曜日から金曜日とし、月平均1回の土曜開所（降園時間15時）を行う。
- ・休園日は行事等の実施を除く土・日曜、祝祭日及び年末年始とする。
- ・大雨、暴風、大雪等の荒天、あるいはインフルエンザ等の感染症蔓延時には臨時休園を検討するが、利用者・家族の利用ニーズや福祉事業所としての社会的責務において開所受入れを基本的姿勢とする。
- ・その他 体重血圧測定（毎月1回） 内科嘱託医師来園（毎月2回） 精神科医師来園（毎月1回） 理学療法士来園（年間48回） 音楽療法士来園（年間48回） 防災訓練（毎月1回）

### (4) 支援内容

#### ① 日常生活支援

##### ア ADL全般

基本的な日常生活動作は「できる限り自分の力で」を基本とし、過剰支援を行わないとともに、各利用者のプライベートや自主性、リズムを守り、利用者一人一人の実態に応じた必要最低限の支援を行う。合わせて、利用者が自主的・意欲的に自らの周辺に関われるよう環境整備等側面からの支援を行う。

## イ 排泄

休憩時間での排泄を習慣化するよう促すとともに、適切な後始末を援助し、自立を促す。自己コントロールが困難な場合は、個人のペースを守り排泄誘導を行う。

## ウ 着脱

活動等の前後は必要に応じて着替えや、エプロンを着用するなど日常的に清潔な服装となるよう配慮する。

## エ 食事

清潔な環境、楽しい雰囲気心掛け、利用者のペースに応じてゆったりと摂れるよう支援する。必要に応じて栄養バランス等に配慮した声かけや援助を行う。咀嚼や嚥下に何らかの障害があり、配慮が必要な利用者には、きざみ食、ペースト食、やわらか食、軟菜食の導入や食形態の工夫を行い食べやすく提供するほか、多職種連携のもと、食物の取り込み・咀嚼・嚥下という一連の食動作が安全に行われるよう口唇訓練を行う。また、歯科医師の協力を仰ぎ、希望者には訪問診療による VE 検査を実施し、咀嚼と嚥下の客観的評価を行う。

## オ 歯磨き

昼食後の歯磨き習慣＝口腔ケアを大切に、必要な場合はブラッシングの援助を行う。口腔衛生の観点から利用者によっては、口腔ケアスポンジを使用する。

## ② 社会生活支援

地域で生活する社会の一員として、ルールやマナー、役割を身につけ、集団の一員としての所属意識を持ち、仲間との協力関係などを通じて、交友関係を豊かなものにし、安心して社会生活が送れるよう支援する。

## ③ 機能訓練

利用者の身体状況に応じて残存能力の維持伸長を目指し、理学療法士の指導によりリハビリテーションプログラムを作成し、支援職員と看護師が連携して実施する。中長期的目標を立て、実施後の検証を行い、効果測定を行う。

## ④ 一日外出・宿泊旅行

- ・利用者の希望を考慮しながら、グループまたは個別で、生活域の拡大、社会的スキルの習得等の目的に応じた日常外出を行う。その際は、外出計画書によって目的や内容を明確にし、実施状況を把握するとともに必要に応じて検証を行う。実施回数は利用者一人当たり 1 回を目安にする。交通手段は、電車バス等の公共交通機関利用のほか、施設車両も使用する。施設車両の運転は送迎バス運転手が行う。
- ・利用者の親睦と体験の拡大を図るため、年 1 回の宿泊旅行を大グループ制（年間 2 回）で実施する。

## ⑤ 食育（調理活動）

利用者ニーズに応じた調理の機会を定期的に設ける。調理内容は栄養士が管理を行い、カロリーなどに配慮した利用者が手軽に楽しめる内容とする。また、食材料や料理方法など、生きるために栄養を摂取するという「食べること」を生活の視点でとらえ、命を根源的にとらえる支援に位置付ける。

## ⑥ 音楽

音楽を通じて自己表現や心身のリフレッシュを図り、情緒・情操の安定を図るとともに、興味関

心の幅を広げることによって生活の充実につなげる支援を行う。また、利用者同士のコミュニケーションを促し、利用者自身の主体的な活動を引き出す。特に音楽療法士による専門セッションでは、コミュニケーションに課題を持つ知的障害利用者の内面からの心情発露を積極的に促す。

#### ⑦ ダンス・運動

軽運動やレクリエーション等を実施し、身体能力の維持向上を図るとともに、自己表現や心身のリフレッシュを通じて、健全な情緒・情操の安定を図るとともに、興味関心の幅を広げることによって生活の充実につなげる支援を行う。

#### ⑧ 絵画

本人の自由な発想、意思表示の場面として設定する。表現手段は、鉛筆・ボールペン・クレヨン・色鉛筆・絵具等を使い、自由な描画を旨とし、職員側からのアプローチは最小限とする。描かれた作品は、本人とご家族の了解のもと、所内展示や公的な作品展への応募も行き、平成 27 年度より始めたくすのき ART 展の第 2 回目を地域の公的スペースを利用して開催する。

#### ⑨ レクリエーション・趣味・生きがい活動・アロマ活動・カラオケ

レクリエーションや日常の楽しみ事を設定し、利用者が楽しく生き生きと生活できるように動的・静的なレクリエーションやお楽しみ活動を推進する。

#### ⑩ 作業

利用者個々の身体状況や適性、興味関心及び希望を見極めながら適切な作業機会の保障をはじめ、必要な作業支援を行うことにより、働く喜びや生きがい、社会参加といった利用者の自己実現につなげる支援を行う。作業種目は、これまでの実績を継承し、陶芸・紙すき・手工芸・園芸とする。また、利用者の希望や実態を十分に把握し、必要に応じて同法人通所就労支援施設等と連携を行い、他施設実習の取り組みを行う。

#### ⑪ 送迎

業者委託の送迎バスによる通所を基本とするが、希望者は自主通所も可とする。送迎ルート及び送迎時刻は利用者および家族の意向を考慮して委託業者と調整を行う。臨時運行や日常外出、あるいは一日外出等の運転業務についても原則として委託業者が行う。

#### ⑫ 行事

季節折々の行事を共に行うことで社会体験を深め、相互の親睦をはかる。また、地域住民を招き交流を深めることで施設の社会化を図り、地域福祉向上に役立てる。行事運営に当たっては、ボランティアの導入を積極的に行う。

##### ア 地域交流行事

東立石さくらまつり（出店参加）	4月17日（日）
第35回亀参まつり（出展参加）	6月4日（土）～5日（日）
第15回くすのき祭り	11月26日（土）
第56回お花茶屋ふるさとまつり（出店参加）	8月1日（月）～3日（水）
第2回くすのきART展	日程未定

##### イ 施設内行事

宿泊旅行（一泊二日）	9月30日～10月1日、10月14日～15日（どちらも金～土）
クリスマス会	12月17日（土）
新年会（餅つき・獅子舞）	1月6日（金）
新成人を祝う会	1月6日（金）（新年会同日開催）

## 5. 環境整備

- ・施設環境を整備し、生活の質の向上を図るサービスを提供する。居心地のよい生活空間と環境が何よりのサービスであるので、衛生的な環境、気持ちの良い部屋、リラックスできる環境を整える。
- ・絵画や植物、室内や屋外装飾物、造形物、音楽などのもたらす情操への感化力を考慮した環境を用意する。
- ・プライバシー等の人権に係わる点を十分に配慮し、利用者一人ひとりの状況に応じた個別的环境を施設内に可能な限り整える。
- ・整理整頓に心がけ、環境の劣化を防止する。施設開所 14 年が経過したため、固定資産物品あるいは器具備品の不具合を注意深く見守り、利用者支援業務に影響がないよう早めの対応を行う。
- ・清潔区域・不潔区域の明確化や危険箇所の補修・排除など、利用者が過ごす空間および間接支援に要する空間の安全衛生管理の推進を図り、事故防止・感染症防止を徹底する。

## 6. 会議

当施設の運営並びに利用者支援の検討、決定を行うために実施する。

会議名	開催日	出席者	内 容
職員会議	月1回	全職員	施設運営全般に関する確認及び決定
個別支援計画会議 (ケース会議)	随時	全職員	利用者個別支援計画に関する検討、まとめ
医務会議	月1回	施設長・役職者・看護師(・専門職)	利用者健康状況の確認、施設内衛生管理の検討
給食献立会議	月1回	施設長・役職・栄養士 委託業者(業務、営業)	給食実施状況の検証、次月献立・行事食の検討等
役職運営会議	月1回	施設長・役職者	施設運営全般及び人材育成法人・地区関係の連絡調整等
リーダー会議	週1回	役職者(・管理職) 統括・グループリーダー	施設運営及び利用者の健康グループの運営確認
防災会議	随時	役職者・防災担当	防災計画(BCP含む)及び防災訓練計画検討、策定

上記以外でも、必要に応じて随時担当者間で協議打ち合わせの機会を設定する。

## 7. 保健

### (1) 日常の健康管理

利用者の心身の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努る。

サービス提供中に異常が認められた場合は、必要に応じて静養・通院・帰宅等の措置を行うほか、状況により家族等の緊急連絡先に伝えるなど、事前の打ち合わせ方法により適切な措置を行う。

- ・手洗い、うがいを励行し、風邪や感染症等の疾患を予防する。
- ・慢性疾患、特定疾患の注意事項を周知する。
- ・利用者用内服薬管理及び常備薬取り扱いについては万全を期す。
- ・災害等の緊急時に備え、利用者用予備薬を7日分事業所内に保管する。

### (2) 定期健診

①体重、血圧測定(毎月1回 血圧測定は必要な人のみ)

②定期健康診断(年2回 総合検診と嘱託医による聴打診検査)

- ・総合健診(身長、体重、血液、血圧、検尿、胸部レントゲン、心電図、視力、聴力、聴打診、

感染症)

- ・聴打診（嘱託医による聴打診検査）
  - ・細菌検査（年 2 回 サルモネラ菌、O-157 等）
  - ・歯科検診（年 2 回 嘱託医による口腔内健診と衛生指導）
- ③嘱託内科医定期来園（毎月 2 回 健康チェックと相談、年 1 回のインフルエンザ予防接種）  
④嘱託精神科医定期来園（毎月 1 回 健康チェックと相談）

(3) その他

- ①理学療法（週 1 回＝年 48 回）      ②音楽療法（年 48 回）

## 8. 給食

委託業者と連携を図り、利用者にとって楽しみとなる食事を提供する。毎月行われる給食献立会議では、利用者の意向を反映した献立となるよう積極的に取り組むとともに、選択食・特別食・行事食等の充実に向けて検討を行う。特に必要な利用者については、医師及び看護師、栄養士による摂食・栄養指導を行う。

- ・衛生管理に十分注意し、食中毒の発生を防止する。常時、消毒液を設置し、手指の消毒を行う。
- ・咀嚼が十分でない利用者には、刻み食や嚥下食、やわらか食等を提供する。
- ・疾病等がある利用者については、献立会議で検討し、医師の指示に基づく看護師、栄養士等で家族を含めた栄養指導を実施し、改善に努める。
- ・嗜好、残菜調査を適宜実施し、献立作成の基礎資料とする。
- ・明るく楽しい食事となるよう、食堂内の環境整備に努める。
- ・年 3 回の害虫駆除を実施する。
- ・栄養士、調理従事者に対して月 1 回の細菌検査を実施する。
- ・栄養給与目標量は、熱量 690kcal、たんぱく質 23g、脂質 19g、塩分 3.3g とする。

(1) 年間計画に基づく実施事項

利用者の嗜好を考慮するとともに、自己選択・自己決定の機会として主食及び主菜の選択食を実施する。主食については月に 1 回の割合でご飯かパンの選択を、主菜については 3 ヶ月に 1 回の割合で 2 種類からひとつを選択する。また、食の楽しみを広げ、食文化やマナーに接する機会として、年 2 回のお楽しみバイキング給食、年 1 回のケーキバイキング(ティールーム)を実施する。

(2) 行事食

季節ごと、あるいは年間行事の節目に彩りを添えるとともに、飲食スペースの環境を整えることによって普段の給食では味わえない雰囲気とメニューを提供する。入所式、クリスマス会、新年会、新成人を祝う会等の行事時や、こどもの日、七夕、土用の丑の日、七草、節分、バレンタインデー等の歳時記に伴うもの等、趣向を凝らした特別メニューを提供することで季節感や文化の体感を支援する。

(3) 家族試食会

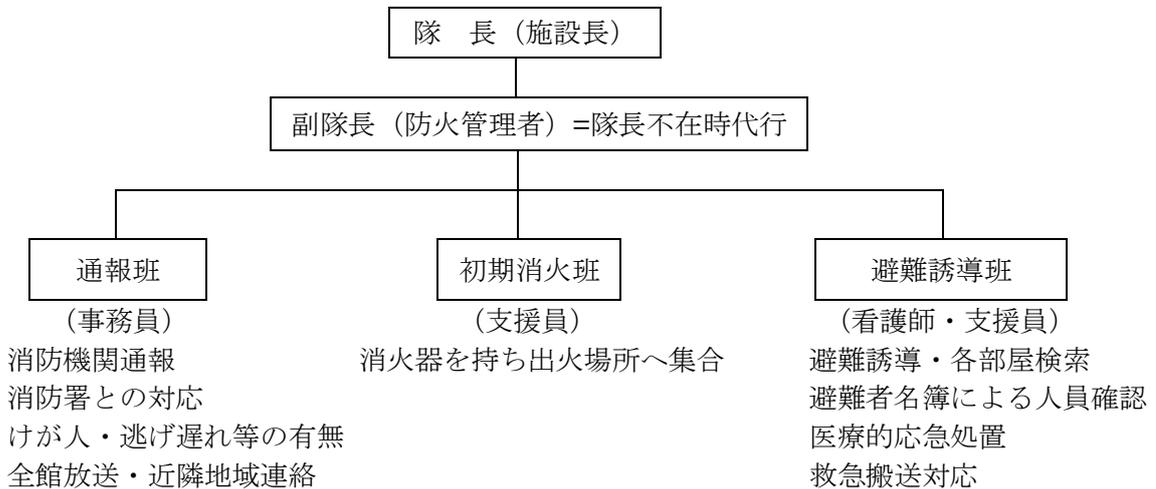
施設の給食を知っていただくために、利用者の家族を対象とした給食試食会を実施する。試食会で得られた意見は献立作成や食事サービスの参考資料とする。

## 9. 防災

- ・法人第四期中期計画により、近隣（行政、町会組織）との連携協力体制を一層深め、BCP（事業継続計画）の具体化を図る。災害、事故等の緊急時は施設長指揮のもと、非常事態対応マニュアルに沿って、利用者の安全を第一に考え速やかに行動する。施設長不在時は係長が指揮を代行する。緊急時の保護者連絡体制については、あらゆる媒体を通じて連絡が行えるよう努める。
- ・葛飾区の二次避難所（福祉避難所）としての機能を果たすための条件整備を図るほか、平成 26 年度に締結した地元町会（仁隣町会）との災害時応援協定の更なる充実に向けて、合同防災訓練等を

企画する。

- ・火災、地震等の災害発生に備え、毎月1回以上の避難通報訓練等を実施する。訓練実施時は、所轄消防署の指導や立会を適宜受ける。
- ・施設内各部屋に火元責任者を置き、担当者を明示して防災に努める。
- ・所轄消防署による防災講習会（防災ビデオ、署員による講習、起震車体験、救急救命法講習会等）を積極的に受け、防災意識を高める。
- ・広域地震を想定し、広域避難場所への避難誘導訓練を実施する。
- ・自衛消防隊組織を編成する。



#### 10. 家族等とのかかわり

家族及び関連諸機関との連絡を密にし、利用者の自己実現のため相互協力を行う。毎月1回家族会（保護者会）を開催し、支援方針に対する理解と協力を得、各利用者に必要な支援を行うとともに、東堀切くすのき園家族会の運営をサポートする

- ①保護者会を毎月開催し、相互の情報交換を行うことにより、日常的な施設運営や行事等への協力を要請するとともに、保護者に対する意向調査の機会とする。
- ②利用者個別支援計画の説明、家族面談、その他必要に応じ随時面談を実施する。
- ③連絡帳の活用を図り、ご家庭での様子や日々の健康情報を把握するとともに、施設での様子を逐次伝えていく。
- ④施設・法人広報誌等の配布、公式ウェブサイトや SNS の運用により、福祉関連情報や施設全体の動きを情報発信する。

#### 11. 施設の社会的役割

##### (1) 地域のニーズに即した施設運営と情報公開

心身障害者の理解を深めるための基盤作りとして、だれもが気軽に足を運べる施設の雰囲気作りと魅力ある事業を実施し、合わせて積極的な情報公開と発信を行う。各種相談業務や地域に必要とされる施設作りを目指す。法人第4期中期計画により、成年後見制度の一層の理解浸透や生活困窮者等の生きにくさを抱えた人々たちへの支援等の社会貢献活動を推進する。

- ・日常生活における地域資源の活用を促進する。
- ・地域行事への積極的参加を行い、地域福祉向上のための地域連携を図る。
- ・当園での行事参加を積極的に呼び掛ける。
- ・地域の民間企業や商店会との情報交換や福祉啓発を行い、可能なところから事業の協働やボランティア受け入れ・養成を行う。
- ・地域住民の方々の意見・要望を直接受け取り、地域に必要とされる施設運営を期すために、地元町会の助言を得ながら、タウンミーティングを定期的で開催する。

## (2) 施設機能の開放

地域との連携を深め、開かれた施設を目指す取り組みとして、利用者支援に支障がない範囲で近隣町会に祭礼・定例打ち合わせ・町会子供会活動用として会議室や駐車場等を開放するなど、地域福祉の拠点作りを進める。

## (3) 実習生、ボランティア等の外部者受け入れ

次世代の福祉を担う者の育成を兼ね、教員養成・ヘルパー養成・保育士養成実習などを受け入れるとともに、指導職員については現場で行っている実践の再検証の場とする。ボランティアについては、受け入れ要綱に基づき日常的ボランティアや行事ボランティアを受け入れる一方、ボランティアのニーズに応じた育成とコーディネートを行い、福祉人材の量的拡大と人材確保に資するものとする。また、生活困窮者の中間的就労の場の確保を意識した受け入れを関係機関と協働して進めていく。

## 1.2. 利用者権利擁護及び福祉サービスの支援

### (1) 利用者の権利擁護

利用者の人権擁護を推し進め、利用者一人ひとりの個性を尊重し支援に当たる。特に、職員の自覚により具体的な実践に結びつけるとともに、法人の人権擁護に関する規定を順守する。行動制限廃止委員会では、利用者の行動制限事例のケース検討を行い、行動制限の解除に向けて家族と連携を図る。

### (2) 福祉サービス第三者評価実施

よりよい利用者サービスを構築するため、引き続き福祉サービス第三者評価を実施する。評価結果を真摯に受け止め、選ばれる事業所運営に反映させる。

### (3) 相談苦情申し立てへの対応

利用者権利擁護のために、利用者や家族等からの相談や苦情申し立てについて、武蔵野会苦情解決規程により以下の苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

苦情解決責任者 施設長 金澤正義  
苦情受付担当者 支援係長 本田直記

### (4) 葛飾地区第三者委員会の開催

相談苦情申し立ての機会確保のため、施設の苦情申し立て窓口開設のほか、第三者委員会を設置する。第三者委員会は、葛飾地区の障害者支援関係3事業所（東堀切くすのき園・白鳥福祉館・きね川福祉作業所）での月1回の持ち回り開催とする。第三者委員は、葛飾区社会福祉協議会に派遣依頼を行い、理事長が委嘱する。

以上